

環境要素		内容、観点
環境基準が 設定されて いる項目及 び物質	環境基本法に 基づく人の健 康の保護に関 する環境基準 項目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素 1,4-ジオキサン
	ダイオキシン 類対策特別措 置法に基づく ダイオキシン 類	ダイオキシン類（ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB））
	環境基本法に 基づく生活環 境の保全に関 する環境基準 項目	水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数、全窒素、全燐、全亜鉛、 ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
その他必要な項目	<ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」（平成 5 年 3 月 8 日付け環水管第 21 号環境庁水質保全局長通知）の要監視項目 ・「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」（平成 15 年 11 月 5 日付け環水企発第 031105001 号、環水管発第 031105001 号環境省環境管理局水環境部長通知）の水生生物保全環境基準に係る要監視項目 ・水質汚濁防止法第 3 条第 2 項の物質（項目） ・「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」（平成 2 年 5 月 24 日付け環水土第 77 号、環境庁水質保全局長通知）で指針値が通知された農薬 ・「公共用水域等における農薬の水質評価指針について」（平成 6 年 4 月 15 日付け環水土第 86 号、環境庁水質保全局長通知）で通知された農薬 ・水道水に関する「水質基準に関する省令」（平成 15 年 5 月 30 日付け厚生労働省令第 101 号）に定める項目 ・長野県水環境保全総合計画の水質保全目標の項目 ・水産用水基準（2012 年版）（（社）日本水産資源保護協会）に定める水生生物保護のための水質項目（淡水域） ・その他有害物質 ・水温 ・透視度（透明度）、クロロフィル a、外観 等 	

※右欄に掲げる法令等の対象物質一覧は別紙（6-19 ページ）のとおり

水生生物	<p>水質汚濁の指標となる水生動物</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質階級Ⅰ（きれいな水）の指標生物 アミカ類、ナミウズムシ、カワゲラ類、サワガニ、ナガレトビケラ類、ヒラタカゲロウ類、ブユ類、ヘビトンボ、ヤマトビケラ類、ヨコエビ類 水質階級Ⅱ（ややきれいな水）の指標生物 オオシマトビケラ、カワニナ類、ゲンジボタル、コオニヤンマ、コガタシマトビケラ類、ヒラタドROMシ類 水質階級Ⅲ（きたない水）の指標生物 タニシ類、ミズカマキリ、ミズムシ、シマイシビル 水質階級Ⅳ（とてもきたない水）の指標生物 アメリカザリガニ、エラミミズ、サカマキガイ、ユスリカ類、チョウバエ類 <p>その他指標となる水生昆虫、底生生物、甲殻類及び魚類</p>
底質	<ul style="list-style-type: none"> 「環境基準が設定されている項目及び物質」又は「その他必要な項目」のうち、底質に蓄積しやすい重金属類等の有害物質
地下水質	<ul style="list-style-type: none"> 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）に定める物質 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン ダイオキシン類（ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）） 「その他必要な項目」に準ずる項目

その他必要な項目に掲げた法令等の対象物質一覧 (6-19 ページ)

項目	対象物質
「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」の要監視項目	<p>公共用水域 クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン (MEP)、イソプロチオラン、オキシ銅 (有機銅)、クロロタロニル (TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロロボス (DDVP)、フェノブカルブ (BPMC)、イプロベンホス (IBP)、クロロニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン</p> <p>地下水 クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン (MEP)、イソプロチオラン、オキシ銅 (有機銅)、クロロタロニル (TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロロボス (DDVP)、フェノブカルブ (BPMC)、イプロベンホス (IBP)、クロロニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン</p>
「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」の水生生物保全環境基準に係る要監視項目	クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、 4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール
水質汚濁防止法第2条第2項の物質 (項目)	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素およびその化合物、水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物、アルキル水銀化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、 1,4-ジオキサン 、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、フェノール類含有量、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量、大腸菌群数、窒素 含有量 、 燐含有量
「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」で指針値が通知された農薬	通知別表 イソキサチオン、クロロピリホス、ダイアジノン、チオジカルブ、トリクロロホン (DEP)、フェニトロチオン (MEP)、ペルメトリン、ベンスルタップ、イブロジオン、イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩、エトリジアゾール (エクロメゾール)、オキシ銅 (有機銅)、キャプタン、クロロタロニル (TPN)、クロロネブ、ジフェノコナゾール、シプロコナゾール、チウラム (チラム)、チオフアネートメチル、チフルザミド、テトラコナゾール、トリフルミゾール、トルクロホスメチル、バリダマイシンヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)、プロピコナゾール、ベノミル、ボスカリド、ホセチル、ポリカーバメート、アシュラム、エトキシスルフロン、シクロスルフアムロン、シデュロン、シマジン (CAT)、トリクロピル、ナプロパミド、フラザスルフロン、プロピザミド、ベンフルラリン (ベスロジン)、MCPA イソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩、トリネキサバックエチル

水質汚濁に係る農薬登録基準設定農薬

アジムスルフロン、アシュラムナトリウム塩又はアシュラム、アセキノシル、アセタミブリド、アセフェート、アゾキシストロビン、アバメクチン、アミスルブロム、アミトラズ、アメトクトラジン、アラクロール、アンバム、イソキサベン、イソチアニル、イソプロチオラン、イプフェンカルバゾン、イプロベンホス又は IBP、イミシアホス、イミダクロプリド、イミベンコナゾール、インダジフラム、インダノファン、インドキサカルブ MP 及びインドキサカルブ、ユニコナゾール P、エスプロカルブ、エタボキサム、エチクロゼート、エチプロロール、エトキサゾール、エトキシスルフロン、エトフェンプロックス、エトフメセート、エトベンザニド、オキサジアゾン、オキサジアルギル、オキサジクロメホン、オキシテトラサイクリン、オキシ銅又は有機銅、オキシロニック酸、オリサストロビン、カスガマイシン一塩酸塩又はカスガマイシン、カズサホス、カフェンストロール、カルフェントラゾンエチル、カルブチレート、カルプロバミド、キザロホップエチル、キノクラミン又は ACN、クミルロン、グルホシネート及びグルホシネート P ナトリウム塩、クレソキシムメチル、クロチアニジン、クロマフェノジド、クロメプロップ、クロラントラニリプロール、クロリムロンエチル、クロルチアミド又は DCBM、クロルフェナピル、クロルフタリム、シアゾファミド、シアントラニリプロール、シエノピラフェン、ジカンバ又は MDBA、ジカンバジメチルアミン塩又は MDBA ジメチルアミン塩及びジカンバカリウム塩又は MDBA カリウム塩、ジクロシメット、1,3-ジクロロプロペン又は D-D、ジチアノン、ジチオビル、ジノテフラン、ジフェノコナゾール、ジフルフェニカン、シフルフェナミド、シフルメトフェン、ジフルメトリム、シプロジニル、シメコナゾール、ジメタメトリン、ジメテナミド及びジメテナミド P、ジメトモルフ、シモキサニル、シラフルオフェン、シロマジン、スピネトラム、スピノサド、スピロジクロフェン、スピロテトラマト、スピロメシフェン、ダイムロン、チアジニル、チアメトキサム、チオベンカルブ、チフルザミド、テブコナゾール、テブフェノジド、テブフロキン、テフリルトリオン、テフルベンズロン、トプラメゾン、トリアジフラム、トリネキサパックエチル、トリフルミゾール、トリフルラリン、トリフロキシストロビン、トルフェンピラド、トルプロカルブ、1-ナフタレン酢酸ナトリウム、ノバルロン、パクロブトラゾール、ハロスルフロンメチル、ピフェナゼート、ピフェントリン、ピフルブミド、ピメトロジン、ピラクロストロビン、ピラクロニル、ピラゾスルフロンエチル、ピラフルフェンエチル、ピリオフェン、ピリダベン、ピリダリル、ピリフタリド、ピリブチカルブ、ピリフルキナゾン、ピリプロキシフェン、ピリベンカルブ、ピリミジンフェン、ピリミスルファン、ピリミノバックメチル、ピロキサスルホン、ファモキサドン、フェノキサスルホン、フェノキサニル、フェノチオカルブ、フェリムゾン、フェンアミドン、フェントエート又は PA、フェントラザミド、フェンピラザミン、フェンピロキシメート、フェンブコナゾール、フェンヘキサミド、ブタクロール、ブタミホス、ブトルアリン、ブプロフェジン、フラメトピル、フルアクリピリム、フルアジナム、フルオピコリド、フルオピラム、フルオルイミド、フルキサピロキサド、フルジオキシニル、フルセトスルフロン、フルチアセットメチル、フルチアニル、フルトラニル、フルピラジフロム、フルフェナセット、フルフェノクスロン、フルプロバネートナトリウム塩又はテトラピオン、フルベンジアミド、フルボキサム、フルミオキサジン、フルルプリミドール、プレチラクロール、プロジアミン、プロスルホカルブ、フロニカミド、プロパモカルブ塩酸塩、プロパルギット又は BPPS、プロピコナゾール、プロピザミド、プロヒドロロジャスモン、プロピリスルフロン、プロモブチド、ヘキサジノン、ペノキススラム、ペンシクロン、ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン、ペンスルフロシメチル、ベンズビシクロン、ベンチアバリカルブイソプロピル、ベンチオピラド、ペンディメタリン、ペントキサゾン、ペンフルフェン、ペンフレセート、ペンフルラリン又はベスロジン、ホサロン、ボスカリド、ホラムスルフロン、マンジプロパミド、マンデストロビン、マイクロブタニル、ミルベメクチン、メコプロップカリウム塩又は MCPPE カリウム塩、メコプロップジメチルアミン塩又は MCPPE ジメチルアミン塩、メコプロップ P イソプロピルアミン塩及びメコプロップ P カリウム塩、メソトリオン、メタアルデヒド、メタゾスルフロン、メタフルミゾン、メタミホップ、メタラキシル及びメタラキシル M、メトキシフェノジド、メトコナゾール、メトミノストロビン、メトラクロール及び S-メトラクロール、メフェナセット、メプロニル、モリネート、ヨウ化メチル、ルフェヌロン、レピメクチン、EPN

「公共用水域等における農薬の水質評価指針について」で通知された農薬

イプロジオン、イミダクロプリド、エトフェンプロックス、エスプロカルブ、エディフェンホス (EDDP)、カルバリル (NAC)、クロルピリホス、ジクロフェンチオン (ECP)、シメトリン、トルクロホスメチル、トリクロロホン (DEP)、トリシクラゾール、ピリダフェンチオン、フサライド、ブタミホス、ブプロフェジン、プレチラクロール、プロベナゾール、プロモブチド、フルトラニル、ペンシクロン、ペンスリド (SAP)、ペンディメタリン、マラチオン (マラソン)、メフェナセット、メプロニル、モリネート

<p>(水道水に関する)「水質基準に関する省令」に基づく項目</p>	<p>一般細菌、大腸菌、カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、塩化物イオン、カルシウム、マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤、フェノール類、有機物(全有機炭素の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度</p>
<p>長野県水環境保全総合計画の水質保全目標の項目</p>	<p>カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、セレン、ニッケル、モリブデン、アンチモン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、p-ジクロロベンゼン、アセフェート、アセタミプリド、イミダクロプリド、イソキサチオン、エトフェンブロックス、クロチアニジン、クロルピリホス、ジクロルボス、ダイアジノン、チアメトキサム、チオジカルブ、デブフェノシド、トリクロルホン、ピリダフェンチノン、ピリプロキシフェン、フェニトロチオン、フェノブカルブ、ペルメトリン、ベンスルタップ、1,3-ジクロロプロペン、1,2-ジクロロプロパン、EPN、アゾキシストロピン、イソプロチオラン、イプロジオン、イプロベンホス、イミノタクジン、エトリジアゾール、オキシシン銅、キャプタン、クロロタロニル、クロロネブ、ジフェノコナゾール、ジプロコナゾール、シメコナゾール、チウラム、チオファネートメチル、チフルザミド、テトラコナゾール、デブコナゾール、トリフルミゾール、バリダマイシン、ヒドロキシイソキサゾール、トルクロホスメチル、フルトラニル、プロピコナゾール、ベノミル、ペンシクロン、ボスカリド、ホセチル、ポリカーバメート、メタラキル、メプロニル、アシュラム、エトキシスルフロン、オキサジアルギル、オキサジクロメホン、カフェンストロール、クロルニトロフェン、シクロスルファミロン、ジチオピル、シデュロン、シマジン、チオベンカルブ、テルブカルブ、トリクロピル、トリネキサパックエチル、トリフルラリン、ナプロパミド、ハロスルフロンメチル、ピリプチカルブ、ブタミホス、プロジアミン、フラザスルフロン、プロビザミド、ベンスリド、ベンフルラリン、全シアン、PCB、ベンゼン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ふっ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサン、ダイオキシシン類(水質、底質)</p>
<p>水産用水基準(2012年版)に定める水生生物保護のための水質項目(淡水域)</p>	<p>「環境基準が設定されている項目及び物質」以外の物質として、着色、水温、油分、亜鉛、クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、イソプロチオラン、オキシシン銅(有機銅)、クロロタロニル(TPN)、プロビザミド、EPN、ジクロルボス(DDVP)、フェノブカルブ(BPMC)、イプロベンホス(IBP)、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、マンガン、アンモニア態窒素、残留塩素(残留オキシダント)、硫化水素、銅、アルミニウム、鉄、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、ベンゾ(a)ピレン、トリブチルスズ化合物、トリフェニルスズ化合物、フェノール類、ホルムアルデヒド、底質</p>